

遺棄毒ガス訴訟の現状と展望

2004年7月23日、中国東北部・吉林省・敦化の小川で、遺棄毒ガス砲弾（旧日本軍が敗戦時に遺棄したもの）を見つけて拾い上げた少年2人（当時12歳と8歳）が、砲弾の腐食した穴からもれた毒ガス液で被毒・負傷しました（「敦化事件」）。

少年たちは、皮膚のただれ、びらん箇所のかゆみ・痛み、視力の低下、呼吸器障害、体力の低下、集中力の低下等の被害を受けています。その他にも、不登校、いじめ、差別など人生の困難にさらされており、家族も不安を抱えています。

毒ガスの被害は進行性であり、特にこれから大人になる被害者に必要なのは今後の成長を助ける医療支援、生活支援です。そのため被害者らは、事故発生直後から、すでに提訴している遺棄毒ガス被害事件（「チチハル事件」）の被害者らとともに、日本政府に対して（一時金ではなく）恒久的な医療ケアや根治治療、就学援助、生活補償の制度設計を求めました。しかしながら、日本政府は、事故後3年半経過しても、誠意ある回答をしませんでした。そこでやむを得ず、今年2008年1月、少年たちは日本国政府に対して一人当たり3300万円の損害賠償（2名で総額6600万円）を請求する裁判（国家賠償請求訴訟）を起こしました。

このたび、この裁判を支えている山田弁護士を招き、中国大陆における旧日本軍の遺棄毒ガス砲弾による被害の現状と、今後の展望を語っていただきます。どうぞお集まりください。

日時■8月30日（土）午後2時から

会場■宮城県婦人会館 3階 桐の間

講師■山田勝彦氏（中国人戦争被害賠償請求事件弁護団・弁護士）

主 催■中国人戦争被害者の要求を支える宮城の会

仙台市青葉区柏木1-2-45 宮城県高等学校教職員組合内

電話 022-234-1335

参加費■会員は無料です。非会員の方は資料代として300円頂戴します。